

企画環境委員会会議記録（第1号）

令和6年12月12日

福島県議会

1 日時

令和6年12月12日（木曜）

午前 10時58分 開会

午後 2時 3分 散会

2 場所

企画環境委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」のとおり

4 出席委員

委員長 山口 信 雄

副委員長 山 内 長

委員 長 尾 トモ子

委員 今 井 久 敏

委員 高 野 光 二

委員 佐 藤 雅 裕

委員 大 場 秀 樹

委員 佐々木 彰

委員 大 橋 沙 織

委員 山 田 真太郎

5 議事の経過概要

（午前 10時58分 開会）

山口信雄委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより企画環境委員会を開会する。

初めに、会議録署名委員の指名については、委員長指名で異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

山口信雄委員長

異議ないと認め、長尾トモ子委員、山田真太郎委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分

外 4 件、議員提出議案第63号外 4 件及び請願 3 件である。

また、陳情一覧表を手元に配付している。

続いて、審査日程について、手元に配付した審査日程（案）のとおり進めたいが異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

山口信雄委員長

異議ないと認め、そのように進める。

これより企画調整部の審査に入る。

直ちに、議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第 1 号のうち本委員会所管分外 2 件を一括議題とする。

直ちに、企画調整部長の説明を求める。

企画調整部長

（別紙「12月県議会定例会企画環境委員会企画調整部長説明要旨」により説明）

山口信雄委員長

続いて、風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事の説明を求める。

風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事

（別紙「12月県議会定例会企画環境委員会風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事説明要旨」により説明）

山口信雄委員長

続いて、避難地域復興局長の説明を求める。

避難地域復興局長

（別紙「12月議会定例会企画環境委員会避難地域復興局長説明要旨」により説明）

山口信雄委員長

続いて、文化スポーツ局長の説明を求める。

文化スポーツ局長

（別紙「12月県議会定例会企画環境委員会文化スポーツ局長説明要旨」により説明）

山口信雄委員長

続いて、企画調整課長の説明を求める。

企画調整課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

山口信雄委員長

続いて、生涯学習課長の説明を求める。

生涯学習課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

山口信雄委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

大橋沙織委員

企画14ページ、ふくしま海洋科学館費の施設等整備費について、やむを得ない事
由により繰り越すとのことであるが、詳細を説明願う。

生涯学習課長

本委託契約については、9月に行った2度の入札において落札者がおらず、10月
1日に随意契約の見積り合わせも行ったが、全業者が辞退したため不調となった。
辞退した業者に対してアンケート調査を実施した結果、技術者不足により参加でき
ず、年明けになれば参加可能との回答があったことから、繰り越した上で再入札し
ようとするものである。

大橋沙織委員

河川工事等をはじめ全体的に技術者が不足する中、施設整備の分野においても業
務が立て込んでおり、今は対応できないのだと思う。施設整備の工事内容を説明願
う。

生涯学習課長

本契約は設計委託であり、県内の設計委託業者が限定されることから指名競争入
札としている。設計委託業者は年度前半に業務が集中し、現在、技術者がほかの業
務に当たっているため対応できなかったものとする。

佐々木彰委員

企画10ページ、産業統計調査費の農林業センサス費365万2,000円の増額について、

会計年度任用職員の報酬等の年間所要見込みと市町村交付金の交付見込みに伴う増額との説明であったが、調査項目が増えたことによる増額はあるのか。

統計課長

今年度2月に予定している農林業センサスの調査に係る会計年度任用職員の報酬等の増減及び市町村への交付金の増額によるものであり、調査内容は変わっていない。

佐々木彰委員

国の交付金が増額されたのか。

統計課長

そのとおりである。

山口信雄委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

大橋沙織委員

原発避難者の裁判の関係で何点か聞く。県はこれまで、県外の国家公務員宿舎に避難した自主避難者を対象に提訴してきた。同じ建物に住んでいても、県とセーフティーネット契約を結んだ住人が被告となってきたが、当該契約を結んだ世帯数と係争中の世帯数を聞く。

生活拠点課長

セーフティーネット契約を開始した平成29年4月時点で149世帯が入居し、2年間の期間満了後の31年4月時点で80世帯が未退去であった。その後、29年9月定例会から令和5年12月定例会までの間、50世帯に対する訴えの提起について可決され法的措置を進めてきており、現在は18世帯と係争中である。そのうち11世帯は国家公務員宿舎から未退去であり、裁判において建物明渡しと未払い使用料等の支払いを求めている。残りの7世帯は国家公務員宿舎を退去したものの使用料等が未払いであるため、引き続き裁判において支払いを求めている。

大橋沙織委員

18世帯が係争中で、未退去かつ未払いがある世帯は11世帯とのことであるが、まだ裁判に至っていない世帯も一定数あるかと思う。避難者の支援者からは、避難後の様々な混乱により先が見通せない中、県とセーフティーネット契約を結んでおけば何かと安心と思い契約したが、契約を結んだために裁判を起こされ、県に裏切られた気持ちの避難者もいると聞いた。自主避難者と言われることで様々な精神的苦痛もあったと思われるため、避難者一人一人の立場に立った対応が必要であり、様々かつ複雑な感情を抱えているからこそ、県との話し合いになかなか応じない現状があると思う。したがって、裁判に至っていない世帯については、提訴せずに可能な限り話し合いを続けていく姿勢が必要と思うが、今後の取組について聞く。

生活拠点課長

未退去世帯については全て法的措置を取っているため、今後検討が必要な世帯は、退去したが使用料等の未払いが残っている世帯である。これまでも文書による督促や電話、訪問などにより繰り返し支払いを求めており、話し合いに応じない世帯についてはやむを得ず法的措置に移行している。今後も粘り強く交渉していくが、再三の要請にも応じない場合には、適正に支払っている世帯との公平性の観点や時効なども考慮し、法的措置への移行も検討しながら適切に債権回収を行っていく。

大橋沙織委員

県がこれまで提訴してきた中には、精神疾患により就労できず裁判にも出廷できない避難者もいると聞いた。話し合いの継続が原則であり裁判は最終手段かと思うが、話し合いを続ける姿勢を最後まで貫くよう要望する。

今井久敏委員

部長説明要旨3ページについて、住宅用太陽光発電設備に加えて民間企業等が自家消費に用いる再エネ設備の導入支援に取り組んでいるとの説明があったが、詳細を説明願う。

エネルギー課長

今年度、民間企業等が自家消費に用いる再エネ設備の導入支援に取り組んでいる。具体的には、民間企業等において自社の建物の屋根や敷地内に再エネ設備を導入する場合に、太陽光、風力、バイオマス、水力など幅広く対象として支援している。今年度募集を行い、7企業に対し補助金を交付している。企業がカーボンニュート

ラルの推進や自家消費の取組として再エネ設備を導入するためには初期費用がかかることから、県として支援している状況である。

今井久敏委員

私の知人の会社からも再エネ設備を導入したいとの声があることから、詳細をしっかりとPRしてほしい。なお、補助率はどの程度か。

エネルギー課長

計画策定については3分の2であり、設備導入については種別等に応じて3分の1、2分の1、3分の2等と補助率が異なる。

今井久敏委員

既設の太陽光発電設備に関するトラブルが多発しているが、そのメンテナンスや管理についてはあくまでも市町村が報告を受けるのみで、県は何も関与できないのか。二本松市上長折にあるシャープ（株）が設置した大規模な太陽光発電設備では、権利が外国企業に転売された後、管理不行き届きになり、満杯になった調節池からあふれた土砂が墓石を破壊したり、住宅地に流れ込んだりしたため様々な対策が講じられている。私のチェックによると同規模の調節池が幾つもあり問題であることから、国会議員を通じ、東北経済産業局による再生可能エネルギー発電設備の実態把握のための現地調査につながるよう一生懸命取り組んでいるところである。これらに関して県はどのように関与しているのか。

エネルギー課長

二本松市の案件では大規模な林地開発が行われたと認識しているが、林地開発については農林水産部が所管しており、林地開発許可から完了確認までの期間は森林法に基づく指導等が可能と聞いている。二本松市の案件は完了確認後に事故が発生したが、完了確認後は事業者と市町村が協定を締結し管理する取組を県も促していると聞いており、協定に基づき市町村が第一義的に事業者とやり取りするものと認識している。林地開発後の発電事業所はあくまでも民間施設であるため、県による定期的な関与は難しいが、今回の案件については、不適切な管理であるとの声や実際の事故発生を受け、通報制度を用いて県から東北経済産業局に通報した。国は、電気事業法や再エネ特措法（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法）に基づく立入権限などを持つことから、実際に事故が発生した案件や法律を守らず安全に管理していない案件などについては、通報制度等を用いて国がしっか

りと対応するよう求めている。

今井久敏委員

西郷村や伊達市霊山町には巨大な太陽光発電設備が張り巡らされており、再生可能エネルギーを一生懸命推進した結果として当然である一方、現段階で県は何の関与もできず、せいぜい市町村による適正管理を促すことや法改正を国に求めることしかできないと理解したが、県は現状でよいと考えているのか。条例を制定しても大きな効果がないのであれば、メンテナンスや保守管理、様々なトラブル対応などがしっかりと行われるよう、国に対し早急な改善を求めるべきと思うが、部長の考えを聞く。

企画調整部長

委員指摘の太陽光発電設備の問題については非常に重く認識しており、様々な課題に対して、法令に基づく規制の中で悩みながら対応している。この問題は本県だけでなく全国的なものであり、これまで国においても数年かけて規制方法を検討し、今般、再エネ特措法の改正もなされた。県が最終的に対応するのであれば実効性を伴う方法が大事であるため、その辺りについて、これまで国に検討を要望してきた。この問題を取り巻く社会情勢などは刻々と変化しており、全国的にも様々な課題が生じていることから、まずはその状況について国と議論を深めながら、対応方法を引き続き検討していく。

今井久敏委員

早急に対応できるよう、我々としては国会議員を通して一生懸命働きかけを行う。今まさに調節池が満杯で降雨量が多いと危険な場所もあることから、東北経済産業局が速やかに現地調査を行うよう、しっかりと後押ししてほしい。設置した会社がなくなくなり、外国企業に転売され、さらには資産管理団体が管理するなど何重にも権利者が変わっている現状を県も把握していると思うが、太陽光発電設備に関するトラブルが生じていることを改めて認識し、取組を強化してほしい。

長尾トモ子委員

今井委員の指摘のとおり、原発事故が発生した本県には太陽光発電や風力発電など様々な業界が進出しており、ゆゆしい問題である。国が法律で規制すべきものとはいえ、本県がしっかりと指摘すべき点があると思う。本県に進出した様々な業者が周辺環境を破壊したり、地域に様々なリスクを負わせたりしている現状をどのよ

うに捉え、本県の思いをどのように国に伝えることが一番効果的なのか、改めて部長の考えを聞く。

企画調整部長

県としても、太陽光などの再生可能エネルギーが地域と共生し、安全や環境に配慮することが一番大事であると思う。一方、本県の場合は原発事故があったため、原子力に依存しない社会を目指しつつ再生可能エネルギーを推進すべき立場でもあり、その両立が一番難しい点だと思う。そうした状況の中で様々な事案が生じているため、より実効性を伴う対応を考えたいと思っており、最終的には法律でしか規制できない面もあるだろうが、県も何もしないわけではなく、地域と共生するために現行の法律の中でできることは何でも取り組んでいきたい。

そのため、まずは現行の制度を十分理解して対応方法を整理していくことが大事であると思う。先ほど説明したとおり、国が対応すべき部分については、国に責任ある対応を強く求めていくことは当然であり、市町村ともよく連携し、さらなる対応が必要であれば国に対して十分な議論を求めていく。繰り返しになるが、県としても単に再生可能エネルギーを推進すればよいとの考えではなく、地域との共生が一番大事であるとの前提で様々な議論を深めていきたい。

大場秀樹委員

11月9日に南相馬市小高区でロケット発射実験が成功したとの報道があった。当委員会の県外調査において、宇宙のまちづくりを標榜している北海道大樹町を視察し、ロケット発射場の条件としては、南北に開けていることのほか他産業を干渉しないことが一番大事であり、和歌山県串本町や種子島と同様に漁業関係者との調整が難しいことなどを学んだ。

南相馬市では漁業がまだ本格操業していないが、漁業関係者も理解を示しているとの話もある。世界的にロケット発射場が不足する中、発射場の誘致により関連産業の育成や若者の移住などのメリットもあると聞くが、その辺りについてどのように認識しているか。

山口信雄委員長

一般的事項に対する質問の途中であるが、暫時休憩する。

再開は午後1時とする。

(午後 0時 休憩)

(午後 0時58分 開議)

山口信雄委員長

再開する。

休憩前に引き続き、一般的事項に対する質問を行う。午前の大場委員の質問に対する答弁を求める。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

宇宙関連産業は商工労働部の所管であるが、福島イノベーション・コースト構想の重点分野の一つに航空宇宙分野が設定されていることから、当部としても商工労働部と連携しながら取り組んでいる。

宇宙関連産業については、国の資料によると、2020年の4兆円規模から2030年には8兆円規模となる見込みであり、将来性が期待できる産業分野と捉えている。商工労働部における地域復興実用化開発等促進事業費補助金による支援を通じて、浜通りへの宇宙関連企業の進出が進んでいるほか、テクノアカデミー浜との連携により、学生の技術向上など新たな人材育成の動きも見られており、福島イノベーション・コースト構想におけるこれまでの各取組の成果が着実に結実し始めている。今後も商工労働部と連携しながら、産学連携による共同研究、福島ロボットテストフィールドにおける企業等への実証環境の提供、JAXA（(国研)宇宙航空研究開発機構）と県内企業の技術交流会、進出企業と地元企業のマッチングなどを通じた企業の技術力向上と取引拡大により、宇宙関連産業の振興に取り組んでいく。

大場秀樹委員

ロケット発射実験の動向について、県としての具体的な認識と課題を聞く。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

商工労働部の所管であるため答弁が難しい部分もあるが、発射場に関してはある程度人家から離れた地域が必要で、委員指摘のとおり、太平洋に面して南北に開けた南相馬市は好適地と言える。引き続き、その辺りについて商工労働部と研究しながら取り組んでいく。

また、課題については、スタートアップ企業との意見交換などの中から主に3点

挙げられる。1点目は、参画する人材の確保と育成である。2点目は、発射場の整備をはじめ、ロケットエンジンの燃焼試験、風洞や振動の試験など開発段階に応じた試験環境の整備である。3点目は、サプライチェーンの構築であり、ロケット産業においては一点物が多いことから、それをいかに地域産業に広げていくかが課題である。

統計課長

午前の佐々木委員の農林業センサスに係る質疑に対する答弁について訂正する。増額補正は国の交付金によるものだが、調査項目について前回から見直しがあった。具体的には、輸出による農林事業者等の利益拡大を図っていくための指標として、農産物の輸出の有無、農産物販売金額に占める輸出金額の割合が新たな調査項目として追加されている。

高野光二委員

先ほどの今井委員の質問に関連するが、私の地元でも太陽光発電の問題があり、本県はカーボンニュートラルを積極的に進めてきた一方、ここに来て規制強化も必要であると強く感じている。今井委員の質問に対する答弁は非常に大事な話であり、県の立場でもしっかりと指導できる体制を早急に構築しなければならないと思う。

大規模な太陽光発電設備の問題については既に今井委員が触れたため、小規模な太陽光発電設備の問題について触れる。50kW未満の太陽光発電設備は、近隣の同意を得ることで届出により設置できる非常に簡易な発電システムであるが、気づいたら移り住んだ住宅周辺が太陽光パネルばかりであったとの苦情もある。農村で生活するために移住したものの、朝から晩まで太陽光パネルを眺めながら生活しなければならない、苦情を事業者や市に伝えてもらちが明かない実態があることから、住人の権利も重視しなければならないと思う。また、近隣の同意については必ずしも判こが必要ではなく、設置者が近隣住民に電話をかけるなど話をした実績だけで設置できるため、非常に簡単に広まってしまう。恐らく各自治体にも同様の苦情が多く上がっているはずであり、原子力発電に頼らず住民が安心して生活できるようにするという初期の目的を達成するには、県の役割が非常に重要であるため、地域の問題も含めて取り組むよう強く要望する。

次に、阿武隈山地に設置される風力発電所の送電線に係る補助事業について、送電線を県道に埋設して配線すると理解しているが、この送電線の接続範囲は風力発

電に限られるのか、もしくは太陽光やバイオマスなどその他の発電設備との接続も可能なのか。

エネルギー課長

共用送電線については、施工後のメンテナンスや景観などの面から、基本的には地下埋設の形で工事を進めている。既存の東京電力の電線に接続するための共用送電線として、県が補助する中で延長86kmの整備を進めており、並行して阿武隈山地で設置を進めている108基の風力発電所や沿岸に設置した太陽光発電設備との接続が前提であるが、接続容量の空き状況に応じて他の再生可能エネルギーの発電設備とも接続されていくと認識している。

高野光二委員

きちんとした計画があれば接続できるということか。

エネルギー課長

計画当初に想定されていた大規模な発電事業もあるが、きちんとした計画と空き容量があれば、共用送電線設置後の運用を行う会社が受け入れられる可能性はあると認識している。

高野光二委員

当委員会の県外調査において、送電線が整備されていないため売電できないとの事例があり、本県においても、送電線がない地域では自前で電線を引くコストが発生するため思うように事業が進まない実態がある。架空配電線より地中配電線のほうがはるかに低コストであると聞くことから、そうした計画をより積極的に進めることで、再生可能エネルギー事業がさらに拡大していく可能性があると思うため、よろしく願う。

次に、住宅用蓄電設備への補助について、当該設備は非常に高額であるため一般家庭では補助制度があっても設置しにくい、日中に発電した電気を効率よく使用したり売電したりするなど、太陽光エネルギーの有効活用には蓄電設備が必須であり、県として力を入れるべき事業であると思う。当該補助事業の補助率は思いのほか高いことから、設置を検討している人や既に設置している人に対し、さらに積極的に情報発信すべきと思うが、どうか。

エネルギー課長

住宅用蓄電設備については、委員指摘のとおり、エネルギー有効活用の観点から

多くの需要があり、太陽光発電設備と併せて補助を実施している。蓄電池の補助要件としてF I T（固定価格買取制度）売電を不可としているが、10年間の買取期間を満了した卒F I Tと呼ばれる案件において、引き続き太陽光パネルを自家消費に使用するための蓄電池に対し補助するほか、新設段階からF I T売電を行わず自家消費する場合も同様に補助している。実際に申請を受け付けている委託先の事業者には、セミナーやホームページによる周知徹底を依頼しており、県も共に積極的なPRに努め、太陽光発電設備の補助とうまく組み合わせながら推進していく。

高野光二委員

移住、定住について、人口減少は非常に深刻な問題であるが、本県の移住政策はある程度成果を上げていると思う。これはよいことであるが、移住後の長期定住が非常に大事であり、前進している移住政策が、働く場所や子育てしやすい環境の整備などと連携して初めて実現すると思う。私の地元では、直近約2年間に起業された商工会登録の企業が約50社あるが、多くはネット販売やアドバイザーなど実店舗を持たない企業のようなものである。移住者には定住してほしいと思うが、被災地域は買物する場所や学校施設、病院などが不十分であり、生活環境に不安があると思う。移住政策はよいスタートを切ったと評価しているが、移住者の定住を促進する施策について、県の考えを聞く。

ふくしまぐらし推進課長

地域に対する理解不足により移住後の生活がうまくいかないことは、移住者と地域の双方にとって問題となることから、お試し移住や地域での体験などにより地域を十分に理解してから移住に踏み切るよう相談窓口でも助言している。また、各地方振興局に配置する移住コーディネーターが移住者の交流会などを実施しているほか、今年から市町村や受入れを行っている民間団体向けに定着支援の研修会を実施するなど、民間団体も含めた地域全体で移住者を受け入れる取組を進めている。

高野光二委員

まずは移住のきっかけをつくり、地域をよく理解してもらうことが大事であるが、様々なニーズがある中で住みやすい環境となるよう、自治体と協力しながら、多くの移住者の定住につながる施策を積極的に実施するよう願う。

次に、除染について、私の地元は避難地域であったため早期に除染が始まり、居住環境への安心感が大きくなったが、除染が進まず荒れている地域もある。山のもの

のを採取して食べられる程度の除染を希望する一方、そこまで望まなくてもよいとの思いもある。除染には莫大な予算が必要であるため、2回目の帰還意向調査を実施した上で除染範囲が決まると思うが、東日本大震災から14年が経過しようとする中、新たに幅広く除染したとしても帰還者数は大きく増加しないと覚悟している。除染を求める声もある中、どの程度まで除染を実施する考えか。

避難地域復興課長

除染に係る所管は生活環境部であるため、当課からは避難指示区域に関して説明する。先日、浪江町の第2回帰還意向調査の途中経過として、特定帰還居住区域の帰還意向の調査結果が公表された。当該区域については、帰還希望者の意向を踏まえて震災前に住んでいた自宅周辺の日常生活圏の除染を進めていく流れである。また、山林やその他の残された場所については、除染を行う環境省とも協議を行いながら、地域住民や地元の市町村から丁寧に聞き取った意見が反映されるよう努めていく。

高野光二委員

避難地域において非常に悩ましい状況が見受けられる。私は、東日本大震災後に調査のためチェルノブイリを訪問し、住民の避難により廃墟と化した住宅が鬱蒼とした木々の中に点在している集落を見学したが、同様の場所が本県の避難地域にも残存している状況に心を痛めている。私の居住地も以前は放射線量が5,000 Bq/kg以上あった。すぐに反転耕などの手だてを講じてもらったため帰還できたが、時間が経過するほど帰還が困難になることから、除染を継続していくのであれば、その範囲を地元の自治体や地域住民と十分に協議し、住民の生活環境の早急な整備を要望する。

長尾トモ子委員

福島イノベーション・コースト構想の中で人材育成をテーマにすることであるが、F-R-E-I（福島国際研究教育機構）の先進事例であるO-I-S-T（沖縄科学技術大学院大学）においては地域の産業とどう結びつけるかが課題であり、F-R-E-Iにおいても同様であると思う。10月には福島市で、11月には会津若松市で、それ以前には郡山市でイノベ構想参画促進セミナーとF-R-E-I市町村座談会が開催されたが、その成果や課題、F-R-E-Iとの連携に係る考えを聞く。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

今年度、郡山市、福島市、会津若松市においてイノベ構想参画促進セミナーとF－R E I市町村座談会を開催し、福島イノベーション・コースト構想の関係者や学校関係者、F－R E I関係者による意見交換を行った。

成果としては、市町村長から、自市町村の圃場や空き地を実証試験の場として提供したいとの声があったほか、F－R E Iの研究者によるトップリーダー育成のための教育面での取組を期待する県立学校長からの声に対し、F－R E Iの山崎理事長から個別に調整していきたいとの回答があるなど、F－R E Iと地元市町村がつながる場を設置できたと認識している。そのほか、委員指摘のとおり、F－R E Iの研究開発機能を社会実証や社会実装、さらには実用化や産業化につなげていくことが大事な視点であることから、(公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構に配置しているF－R E IのコーディネーターがF－R E Iに頻繁に通い、研究シーズやF－R E Iの研究内容を地域につなぐ取組を実施している。実際に次のステップに進んだ事例もあると聞いており、最終的な成果が出るまでにはまだ時間を要すると思うが、取組を継続していく。

長尾トモ子委員

F－R E Iが受皿としてまだ十分に整備されていない中で、(公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構が間に入り地域の声やすばらしさをF－R E Iにつなげる連携が必要であると思うが、その打合せや方向づけは誰が中心となって進めているのか。また、(公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構だけでなく県もある程度介入する必要があると思うが、その辺りの考えを聞く。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

今年6月に県、F－R E I、(公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構の3者で包括連携協定を締結し、産業面や人材育成面において関係性を結んでいくこととした。具体的な事例として紹介できるものはないが、(公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構におけるスタートアップ支援など様々な取組の中で、コーディネーターが現場のニーズを聞き取りF－R E Iに伝えるなどの取組を実施している。

長尾トモ子委員

本県にF－R E Iが設置されることは世界的に大きな意義があると思うため、県もしっかりと関与して進めてほしい。また、例えばビッグパレットふくしまで様々

なイベントを開催しても、資料だけでは分からないこともあるため、県と議員が同じ方向に向かっていけるよう様々な情報の共有を願う。

佐藤雅裕委員

部長説明において、更新予定の人口ビジョンでは人口150万人程度の維持を目指すとの説明があったが、この考え方を説明願う。

復興・総合計画課長

人口ビジョンについては、将来人口推計と人口目標推計の2つの要素を考慮しているが、まずは現状の推計として、国立社会保障・人口問題研究所が公表している日本の地域別将来推計人口を引用している。この将来推計人口を踏まえ、本県が進める各種人口減少対策の効果がしっかりと発現した場合の推計が人口目標推計である。

今回、自然動態については県民の希望出生率を2040年までに実現すること、社会動態については2030年までにプラスマイナスゼロにすることを条件として、人口目標を2040年に147万人程度と推計した。この推計を踏まえ、現行の総合戦略や総合計画の中でも目標としている2040年に150万人程度の人口維持を堅持していくこととした。

佐藤雅裕委員

人口150万人程度の維持は非常に厳しい目標であるため、県一丸となって取り組まなければならないと思う。今回の有識者会議では、人口動態実態調査・要因分析調査結果に基づき様々に議論した上で骨子を固めたと思うが、社会動態に関わる調査結果の割合が大きかった。これについては、次期総合計画や総合戦略、その他の様々な施策にしっかりと盛り込み目標実現に向けて取り組んでほしいが、もう一方の自然動態についても目標を達成する上で非常に大きな要因であると思う。この自然動態について、第三者の調査機関等による客観的な分析などにより、県民の考え方や不足しているものなどが明らかになっているのか。

復興・総合計画課長

様々な調査に基づき分析中であるが、委員指摘のとおり、今回実施したアンケート等は社会増減の部分が大きいと思う。一方、先日開催したセミナーにおいて、有識者から、若い女性の流出という社会減が自然減の大きな要因の一つであり、母数をしっかりと担保しなければ自然増につながらないとの指摘があった。自然減の対

策として、こども未来局を中心に全庁で少子化対策に取り組んでおり、県内の子育て環境をしっかりと整備した上でUターン者や移住者にPRしていくことが社会減への歯止めにもつながるため、総合的な政策として進めている。今回の分析に当たっては専門的なノウハウを持つ業者の協力も得ており、当課でしっかりと結果を把握し、全庁的に政策につなげる取組を進めている。

佐藤雅裕委員

まずは社会動態のプラスマイナスゼロを目指した上で、若者が県内で結婚して子供を生み育てていく流れをつくるのが大切であると思う。こども未来局が中心であると思うが、なるべく具体的な施策に落とし込んでいけるよう、最終的な取りまとめに向けて両輪での取組をよろしく願う。

次に、県はPPP/PFI地域プラットフォームを設置する方針を固め、年内に運営を開始するとの新聞報道があったが、詳細を説明願う。

地域振興課長

官民が連携して公共サービスを提供するスキームであるPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）、民間の資金やノウハウを活用して公共施設の設計、建設、運営等を行うPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）の推進については、10月25日、県内の市町村や民間企業約60団体を対象に内閣府から講師を招いて勉強会を開催した。また、香川県高松市役所と（株）百十四銀行の職員からも実践例について説明を受け、PPP/PFIの推進に係る機運を高めた。

この流れをさらに加速するため、12月10日、ふくしまPPP/PFI地域プラットフォームを立ち上げた。県内の市町村、民間企業、金融機関に声をかけ、共にPPP/PFIのノウハウや知識を学び、官民対話を行い、ネットワークを築く場として設置したものであり、今年度はプラットフォームの会議を2回開催予定である。第1回目は来年1月9日の開催を予定しており、茨城県常総市の先進事例や県内でのPPP/PFIの検討事例を紹介してもらい、参加者が検討する場としたい。また、第2回目は2～3月頃の開催を予定している。こうしたプラットフォームの設置や会議を通してPPP/PFIを推進していく。

佐藤雅裕委員

県内でこうした事例は少ないと思うが、10年来の取組であることから全国では先進地域もあると思う。PPP/PFIがなじむものとなじまないものがあると思う

が、民間のノウハウ導入には運営の効率化や利用者の利便性向上などのメリットもあるため、なじむものについては県内でも積極的に利活用されるよう、取組の拡大を願う。

次に、委託業者の人員不足により行政システムの移行が遅れるとの新聞記事を読んだが、県内ではどのような影響が想定されるか。

デジタル変革課長

新聞記事のとおり、一部の事業者の対応遅れにより全国的に期限内のシステム移行が困難な事例が生じており、本県及び一部の県内市町村においても同様の状況が発生している。仮にシステム移行が遅れても、既存システムの継続使用により県民生活への影響は直ちに生じない見込みであるが、今後、各自治体の移行作業が円滑に進むよう、引き続き全国知事会と連携しながら、各自治体の状況に応じたきめ細かな支援を国に要望していく。

佐藤雅裕委員

既存システムを使用しながら対応してほしいが、一時的なシステムの併用により、人的負担や本来削減できたコストの発生などが想定される。民間事業者との契約の中でそれを求償することは難しいと思うが、可能な限り国や事業者に求めながら、県民や市町村への影響と県の負担を最小限に抑えるよう願う。

山内長副委員長

地域創生・人口減少対策について、若者と女性の転出超過が課題であり、多様で柔軟な働き方や女性が活躍できる環境づくりなどを次期総合戦略の骨子案に盛り込んだとのことであるが、どのような政策を考えているのか。

復興・総合計画課長

女性や若者の流出対策の具体的な取組については、来年度事業に向けて、各部局が連携しながらワーキンググループ等を活用して構築を進めている。これまでのアンケート等によると、若者が柔軟な働き方やワーク・ライフ・バランスを求めている一方、出産等で休業する職員の代替職員を確保できないことや固定的な役割分担意識が根強いことから、女性の雇用に消極的な県内企業もある。そうした課題を庁内で共有し、若者の意向に寄り添った支援や、県内企業において女性が活躍できる職場環境づくりへの支援を行うため、商工労働部や生活環境部などと連携して事業構築を進めている。

山内長副委員長

年度末の次期総合戦略策定に向け、若者の働き方や女性が働く環境づくりについて国や企業、団体などと様々な協議を行い、県人口150万人を維持する取組をよろしく願う。

山口信雄委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

次に、請願の審査に入る。

なお、本委員会に付託された請願のうち、請願46号外1件については、意見書の提出を求める請願であるため、別途審査を行う。

意見書の提出を求める請願を除く請願について、請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

山口信雄委員長

ただいま朗読させた請願について、方向づけを尋ねる。

請願48号について各委員の意見を聞く。

佐々木彰委員

採択の方向で願う。

山田真太郎委員

採択の方向で願う。

大橋沙織委員

採択の方向で願う。

今井久敏委員

採択の方向で願う。

山口信雄委員長

請願48号については、採択の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

なお、採決は12月17日に行う。

以上で意見書の提出を求める請願を除く請願の審査を終わる。

これをもって、企画調整部の審査を終わる。

執行部退席のため、暫時休憩する。

(午後 1時56分 休憩)

(午後 1時57分 開議)

山口信雄委員長

再開する。

本委員会に付託された議員提出議案5件を一括議題とし、審査及び方向づけを行う。

議員提出議案の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

山口信雄委員長

初めに、議員提出議案第63号について各委員の意見を聞く。

佐々木彰委員

可決の方向で願う。

山田真太郎委員

可決の方向で願う。

大橋沙織委員

可決の方向で願う。

今井久敏委員

可決の方向で願う。

山口信雄委員長

議員提出議案第63号については、可決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第64号について各委員の意見を聞く。

佐々木彰委員

可決の方向で願う。

山田真太郎委員

可決の方向で願う。

大橋沙織委員

可決の方向で願う。

今井久敏委員

可決の方向で願う。

山口信雄委員長

議員提出議案第64号については、可決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第65号について各委員の意見を聞く。

佐々木彰委員

可決の方向で願う。

山田真太郎委員

可決の方向で願う。

大橋沙織委員

可決の方向で願う。

今井久敏委員

可決の方向で願う。

山口信雄委員長

議員提出議案第65号については、可決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第66号について各委員の意見を聞く。

佐々木彰委員

継続の方向で願う。

山田真太郎委員

継続の方向で願う。

大橋沙織委員

可決の方向で願う。

今井久敏委員

継続の方向で願う。

山口信雄委員長

議員提出議案第66号については、意見が一致していないため、本日は方向づけは行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第67号について各委員の意見を聞く。

佐々木彰委員

継続の方向で願う。

山田真太郎委員

継続の方向で願う。

大橋沙織委員

可決の方向で願う。

今井久敏委員

継続の方向で願う。

山口信雄委員長

議員提出議案第67号については、意見が一致していないため、本日は方向づけは行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、議員提出議案の審査を終わる。

次に、意見書の提出を求める請願の審査に入る。

請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

山口信雄委員長

初めに、請願46号については、さきに審査した議員提出議案第66号に関連していることから、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、請願47号については、さきに審査した議員提出議案第67号に関連していることから、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、意見書の提出を求める請願の審査を終わる。

なお、採決は12月17日に行う。

本日は、以上で委員会を終わる。

明12月13日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は生活環境部の審査である。

これをもって散会する。

(午後 2時 3分 散会)